

石川県高圧ガス製造施設 保安検査取扱要領

平成22年3月19日

石川県危機管理監室消防保安課

保安検査の申請等について

1 保安検査の申請について

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 35 条により知事の実施する保安検査を受検するにあたっては、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）第 79 条、液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号。以下「液石則」という。）第 77 条、コンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号。以下「コンビ則」という。）第 34 条に定める申請様式のほか、該当する施設ごとに保安検査申請様式第 1 - 1「保安検査受検明細書」を添付し、申請するものとします。

また、保安検査において貯槽の開放検査を実施する場合は、保安検査申請様式第 1 - 2「貯槽開放検査実施計画書」を添付し、申請するものとします。

2 保安検査の方法について

保安検査の方法は、法第 35 条第 4 項（一般則第 82 条、液石則第 80 条、コンビ則第 37 条）によるものとします。

3 保安検査の受検について

保安検査を受検する場合は、上記 2 に基づき保安検査の事前検査として適切な時期（概ね保安検査受検の 3 カ月前以内）に実施された検査についての記録確認により行うことができるほか、次の試験（法令上、該当しないものを除く）については、原則として、保安係員等の立ち会いのもと、現に当該試験に立ち会うこととし、試験箇所は代表箇所とすることができるものとします。なお、検査に用いる記録は事前に県に提出することとします。

- (1) 気密試験
- (2) 緊急遮断装置作動試験
- (3) 防消火設備作動試験
- (4) ガス漏えい検知警報設備作動試験
- (5) 保安電力設備作動試験
- (6) 通報装置作動試験
- (7) 消火器、警戒標等の確認
- (8) その他、現地において現に立ち会いが必要と認められる試験

4 保安検査における高圧ガス設備の開放検査の実施時期について

開放検査の周期については上記 2 の方法に定める期間とします。

(保安検査申請様式第1-1)

保安検査受検明細書

1 事業所

事業所の名称			
担当者の所属・氏名	所属・氏名	電話番号	
電話番号		()	

2 保安検査対象施設の状況

受検する高圧ガス施設名称			
製造する高圧ガスの名称	処理能力：	m ³ /日、貯蔵能力：	
前回の定期自主検査実施日	平成	年	月 日

3 事前検査の実施計画

事前検査の実施予定日	平成	年	月 日
事前検査の実施者の名称	名称		
	(高圧ガス保安協会認定番号	-)
事前検査記録の提出予定日	平成	年	月 日
保安検査受検希望日	平成	年	月 日
事前検査の概要			
申請様式第1-2添付の有無	無	・ 有	(今回開放する貯槽の番号：)

注) 受検する対象施設ごとに作成すること。

(保安検査申請様式第1-2)

貯槽開放検査実施計画書

事業所の名称		
開放検査実施期間		平成 年 月 日から 月 日(検査工程表を添付)
開放検査対象 貯槽の概要	貯槽の名称	
	製造概要	製造年月： 年 月製造 製造者名称： 焼鈍の有無：有・無
	前回開放検査	実施年月： 年 月実施 検査会社名称：
	補修実績	溶接補修の有無：無・有(年 月溶接補修実施)
検査会社	所在地・名称	所在地： 名称： 高圧ガス保安協会認定番号： - 検査作業責任者氏名：
開放検査期間 中の保安体制	事業所	
	検査会社	
検査の方法	検査基準	
	内部検査法	
	肉厚測定法	
	気密試験法	
	その他	
検査期間中の製造継続の有無		無・有
製造継続の場合の設備変更の有無(有の場合はその概要)		無・有
残ガス及び 残液処理方法	残液回収法	
	残ガス回収法	
	残ガス置換法	
その他開放検査期間中の 保安対策の概要		